

相模原市立緑が丘中学校同窓会 会則

第1条（名称および事務局）

本会は、相模原市立緑が丘中学校同窓会と称し、事務局を相模原市立緑が丘中学校内におく。

第2条（会 員）

本会の会員は、本校を卒業した者、及び本校に在職した教職員をもって構成する。

第3条（目的）

本会は会員相互の親ぶくをはかり、地域社会と協力し、もって本校の発展に寄与し、かつ在校生の健全な育成に協力することを目的とする。

第4条（事業）

- 1 クラス会、同窓会、交流会等の開催の活性化や告知のサポートをはかり、会員相互の親交を深める。
- 2 学校ホームページなどを利用し、学校の情報や緑が丘中学校同窓会に関わる情報・報告等を会員に知らせる。
- 3 在校生の学校生活、学校環境・学校活動の環境改善と活性化や、学校、地域、PTA等と協力し、学校を取り巻く課題解決に資する事業に協力する。
- 4 学校の教育活動や周年行事等に、会費より援助を行う。また、10万円以下の執行額については、役員会で決議することができる。
- 5 在校生の諸活動への支援ほか、広く学校の教育活動等を支援する。
- 6 在校生に善行があった場合には、これを表彰することができる。
- 7 学校を含む地域環境を温かく見守り、よりよい地域づくりに協力する。

第5条（役 員）

本会に次の役員をおく。

- 1 会 長（1名）
- 2 副会長（2名以上、うち1名は副校長）
- 3 書 記（2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より）
- 4 会 計（2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より）
- 5 会計監査（2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より）
- 6 相談役（若干名、うち1名は校長、その他は必要に応じて）

第6条（役員の選出および任期）

- 1 役員の選出は現役員、前役員、会員、地域等の推薦により、総会で承認する。役員の選出は前役員の推薦により、総会で承認する。
- 2 役員の任期は、4年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条（会議）

- 1 本会の会議は、総会および役員会、臨時総会とする。
- 2 総会は役員会をもって構成し、毎年1回開催する。総会の告知は学校ホームページを通じて行う。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は役員会が必要と認めたとき開催することができる。
- 4 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 5 総会及び役員会は、対面のほか、オンライン会議、電子メールその他の電磁的方法により開催することができる。
- 6 議事は、出席者（電磁的方法による参加者を含む）の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。*
- 7 総会資料、総会の議事概要、事業報告、会計報告その他必要な事項については、学校ホームページ等を活用し、会員への情報提供に努めるものとする。

第8条（同期会・クラス会）

- 1 卒業年度ごとに、それぞれ学年幹事・クラス幹事を2名ずつ選出する。
- 2 本会は、卒業期又はクラス単位で開催される同期会等との交流及び連携に努め、必要に応じてその活動を支援することができる。

第9条（運営費）

- 1 本会を運営するための費用は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 本会は、本会の趣旨に賛同する会員及びその他の者から任意の寄付を受けることができる。
- 3 寄付金は、現役生支援、母校支援及び本会運営のために活用する。
- 4 会費の額については、役員会で検討し、卒業生の同意を得て決定する。
- 5 本会の創設にあたり、平成27年度卒業生より、1人あたり200円を納入する。
- 6 本会の預金通帳、印鑑及び重要書類は学校金庫等適切な場所に保管する。
預金の払戻しその他の支出については、会長及び会計担当者の承認を要するものとする。
- 7 キャッシュカードは作成しないことを原則とする。
- 8 会計担当者は毎年度会計報告を作成し、会計監査を受けるものとする。
- 9 会計監査は毎年度監査を実施し、その結果を総会に報告するものとする。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条（個人情報）

本会は、卒業生及び教職員の会員名簿を作成及び管理しないものとする。
ただし、本会運営上必要な役員情報、寄付者情報、問い合わせ情報その他個人情報については、本会の目的以外には利用せず、適切に管理するものとする。

第 12 条（会則改正）

この会則の改正は、役員会で協議し、総会で承認する。

附 則 この会則は昭和 5 9 年 5 月 3 日より実施する。

この会則は昭和 6 3 年 5 月 3 日より実施する。

この会則は平成 1 5 年 6 月 1 日に一部改正する。

この会則は平成 2 6 年 9 月 2 7 日に一部改正する。

この会則は令和 3 年 7 月 2 1 日に一部改正する。

この会則は令和 8 年 7 月 2 5 日に一部改正する。

運営補足

- （1）第 3 学年主任は、卒業期に同窓会会則を新会員に配付し、説明する。
- （2）第 3 学年主任は、卒業期に会費を納入し、副校長並びに校長に報告する。
- （3）同窓会関係資料は、学校（副校長）が管理し、耐火金庫に厳重に保管する。
- （4）原則として、毎年 7 月下旬の土曜日に会長が総会（役員会）を招集し、開催する。